

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年6月 12 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1900543 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000003 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年4月30日の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

平成15年4月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成15年4月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年4月

私は、請求期間当時、A社のB支店において、複数の店舗の責任者として勤務していた。夏と冬の賞与のほかに、4月にも売上目標の達成に応じて賞与が支給されており、請求期間においても支給されていたが、年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、C銀行から提出された普通預金元帳及びA社が加入しているD健康保険組合から提出された適用台帳の記録により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された「平成15年4月分賞与」と記載された給与支給明細書により、当該同僚は、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められ、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記適用台帳で確認できる賞与額の記録及び上記普通預金元帳から確認できる振込額より推認した厚生年金保険料控除額から60万円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、上記適用台帳及び普通預金元帳から、平成15年4月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1900693 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2000001 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年6月26日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成15年6月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 6 月 26 日

A社から平成15年6月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に当該賞与の記録がないことから、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「賞与支給明細表 2002 年度分」及び同社の回答並びに金融機関から提出された普通預金元帳により、請求者は、請求期間に同社から 1,400 万円の賞与の支払を受け、請求期間当時の厚生年金保険法第 24 条の 3 第 1 項で定める標準賞与額の上限額である 150 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (10 万 1,850 円) を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900541号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第2000002号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B工場(現在は、C社)における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年3月25日から平成2年12月29日まで

高等学校卒業後に入社したA社B工場に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与と比べて低く記録されている。給与明細書等の資料はなく正確な金額は覚えていないが、当時、2万円に満たないくらいの金額の寮費及び4万5,000円から5万円くらいの社会保険料が給与から控除されており、20歳までは手取額が26万円程度、20歳になり税金も給与から控除されるようになると手取額は22万円くらいになったと記憶している。

調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社B工場における請求期間に係る標準報酬月額が、受け取っていた給与額より低く記録されている旨主張している。

しかしながら、C社は、請求期間に係る給与関係の資料は既に保存期間を経過し廃棄している旨回答していることから、請求者の当時の給与額、厚生年金保険に係る届出、保険料の納付及び給与からの保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間のうち、A社B工場がD厚生年金基金に加入した平成2年2月1日から同年12月29日までの期間について、企業年金連合会から提出された同厚生年金基金の記録において確認できる標準報酬月額はオンライン記録における厚生年金保険の標準報酬月額と一致している上、雇用保険の被保険者資格取得時の賃金月額は10万8,000円であり、厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額(11万円)と符合している。

さらに、請求者が氏名を挙げた同僚及び請求者と同じく昭和61年3月25日にA社B工場で厚生年金保険被保険者資格を取得し、生年月日等から請求者と同様に高等学校新卒採用と考えられる者に照会したが、請求期間に係る給与明細書等の関連資料は得られず、請求者の請求期間当時の給与額及び厚生年金保険料の控除の状況を推認することができない上、自身の標準報

酬月額が低く記録されていると回答した者はいない。

加えて、請求者が氏名を挙げた同期入社の同僚 2 名及び請求者と同日に A 社 B 工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得した被保険者のうち 200 名について請求期間当時の標準報酬月額の推移を調査したところ、請求者の標準報酬月額が他の同僚に比べ低額で記録されている状況は見受けられない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。